

6 兵庫県の実業実施計画、実施状況

1) 事業の目的

性暴力被害者（性犯罪被害者を含む）の十分な被害回復、二次的被害の防止、および性犯罪の抑制を目指し、適切かつ充実した医療的、法的、および精神的サポートを提供することを目的として実施する。

2) 事業の内容

②被害者相談機能強化

- ・電話相談・面接相談の対応の充実（平日日中、土曜午前以外に夜間休日にも対応）
- ・外国人向けの医療通訳サービスの提供
- ・支援員養成講座（17回）
- ・同行支援（随時）

⑤広報啓発活性化

- ・各種団体への講演活動
- ・公開講座開設（年3回）リーフレット作成

3) 事業の実施体制

(1) 運営主体

「性暴力被害者支援センター・ひょうご」

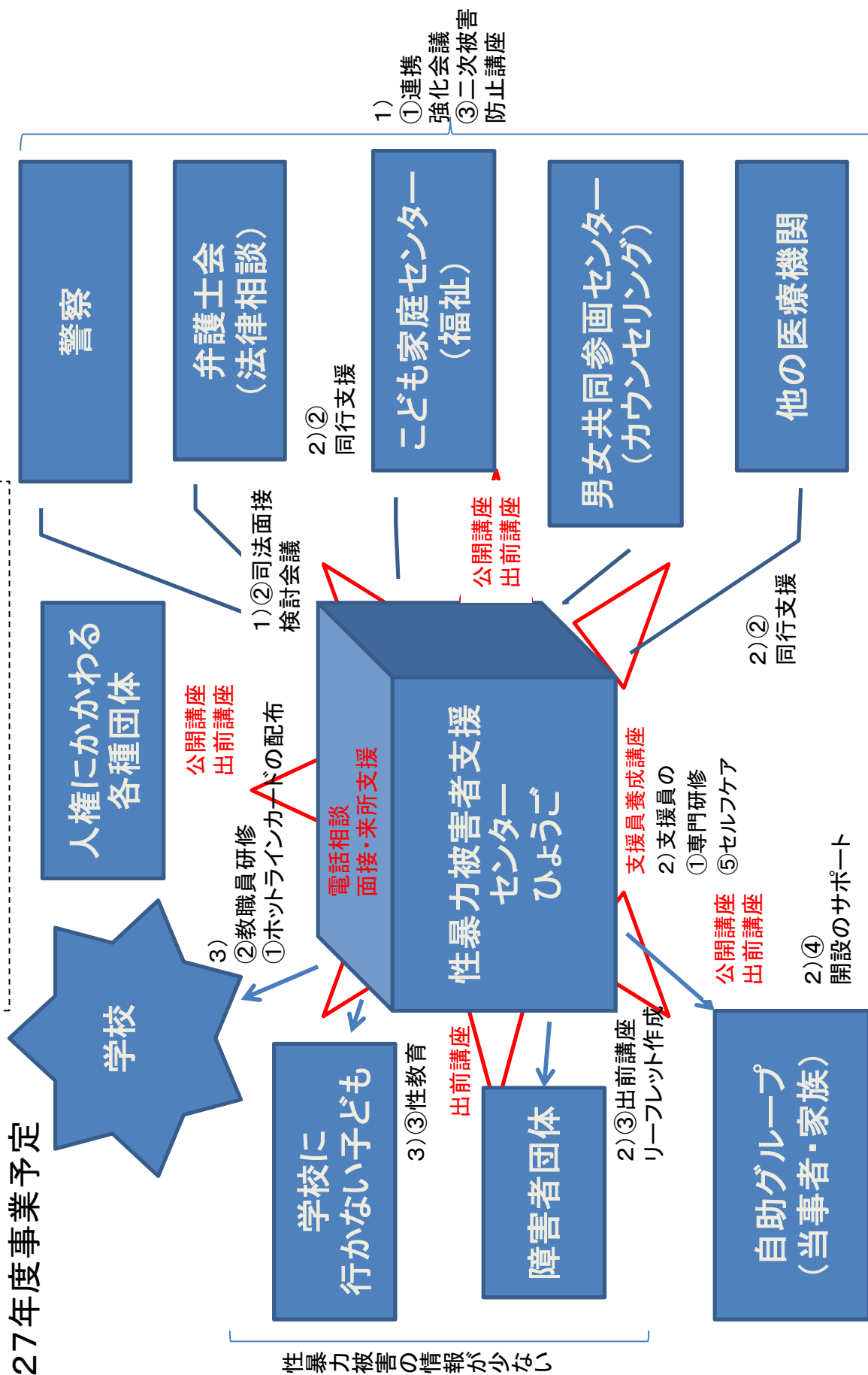
※ 平成26年4月1日に旧「性暴力被害者支援センター・神戸」から改組

(2) 実施体制

- ① 電話相談、面接・来所支援：コーディネーター、支援員
- ② 支援員研修等：講師、スーパーバイザー、スタッフ
- ③ 公開講座、予防啓発事業：講師、コーディネーター、支援員、スタッフ
- ④ 連携機関先：
 - ・兵庫県医師会、兵庫県産科婦人科学会、兵庫県小児科医会、兵庫県下の医療機関
 - ・兵庫県立塚口病院
 - ・兵庫県警察
 - ・兵庫県弁護士会
 - ・保健所、福祉事務所、女性センター
 - ・教育機関、教育委員会、小中学校長会
 - ・兵庫県および神戸市こども家庭センター
 - ・ひょうご被害者支援センター
 - ・都道府県の性暴力被害者支援センター

26年度事業
27年度事業予定

性暴力被害者への支援体制



性暴力被害に関する啓発・広報(マスコミ) 3) ④報道機関との研修会

兵庫県

モデル事業区分名	② 被害者相談機能強化 〈電話相談及び面接・来所支援〉										
1 モデル事業実施前の課題	① 平成 25 年度「性暴力被害者支援センター・神戸」（なでしこレディースホスピタル内）において行われた電話相談及び面接・来所支援では、子どもの被害が多かったこと、男性の被害者に対応ができなかったことをふまえた、成人女性以外の被害者への支援の拡充 ② 被害者相談業務、特に面接・来所支援において、支援員に加えサポートできるコーディネーターとの二人体制の確立 ③ 相談業務時間外への呼び出しにおける支援員の負担軽減 ④ 外国人被害当事者のための医療通訳確保										
2 モデル事業実施による成果目標	① 拠点病院を総合病院に移し、成人女性以外の被害者への支援を前年度より拡充する ② 電話相談および面接・来所支援での支援員とコーディネーターの二人体制の確立 ③ 相談業務時間外の支援員派遣 ④ 外国人被害当事者が安心して支援を受けられる体制の確立										
3 事業の内容	① 平成 26 年 4 月 1 日より「性暴力被害者支援センター・神戸」の活動拠点を兵庫県神戸市より尼崎市に移し、名称を「性暴力被害者支援センター・ひょうご」に変更、小児虐待対策が整備された総合病院である兵庫県立塚口病院との連携・協力体制を確立した。 ② 相談時間を平日 9:30～16:30 とし、平日の業務時間外に緊急を要する場合は相談電話から塚口病院を案内し、病院より支援員が呼び出される体制をとった。支援員二人体制の充実のために、平日の相談業務に従事する支援員およびコーディネーターの交通費とコーディネーターの賃金、時間外に呼び出された際の交通費・賃金がモデル事業の対象となった。 ③ 外国人からの相談があった際は、連携する「多言語センターFACIL」より医療通訳者を派遣する体制を確立した。										
4 実施結果及び成果	【結果】（平成 26 年 8 月 26 日～平成 27 年 3 月 6 日） ①電話総件数：125 件：うち問い合わせ 3 件、無言 8 件 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">本人から</td><td style="width: 50%;">46（31）</td></tr> <tr> <td>本人以外から</td><td>65（46）</td></tr> <tr> <td>（被害者が）女性</td><td>82（60）</td></tr> <tr> <td>（被害者が）男性</td><td>23（5）</td></tr> <tr> <td>セクシャルマイノリティ</td><td>1（不明 3）</td></tr> </table> （イタリック体は平成 25 年度の同期間人数）	本人から	46（31）	本人以外から	65（46）	（被害者が）女性	82（60）	（被害者が）男性	23（5）	セクシャルマイノリティ	1（不明 3）
本人から	46（31）										
本人以外から	65（46）										
（被害者が）女性	82（60）										
（被害者が）男性	23（5）										
セクシャルマイノリティ	1（不明 3）										

	相談者が「本人以外」の内訳は保護者、こども家庭支援センター、学校関係者、弁護士、法テラス、民間団体、警察などからの相談である。 ②面接・来所支援：のべ28件うち事案数（被害者実人数）8人 来所はすべて女性であり、8人中3人は18歳未満の性虐待ケースであった。親・親族、知り合いからの加害者は8人中7人である。8人中4人は警察に通報している。被害から72時間以内の来所者は2人だった。 ③業務時間外対応：1件 夜間の病院からの呼び出しはなかった。 ④外国人向けの医療通訳サービス：実施なし ⑤2人体制について：該当する期間の2人シフト日数は126日中64日であった。
	【成果】 (1) 電話相談と面接、来所支援について ①電話相談 平成25年度の同時期と比べ相談件数は44%増加している。 また女性だけでなく、男性の相談も増加し、成人女性だけを対象にしない姿勢が一定の信頼を得ていることがうかがえる。 ②面接、来所支援 平成25年度は多くが再来のない単回のみでの来所であったが、平成26年度は多くの事例が継続している。「性暴力被害者支援センター・ひょうご」が急性期に介入し連携する塚口病院において速やかな医療支援を提供することで被害者への負担を軽減することができ、継続利用につながったと考えられた。また被害者および周囲の家族や友人といった身近な支援者の孤立を防ぐためにも継続的な支援体制は重要であるといえる。 ③業務時間外対応(平日夜間)および外国人医療通訳サービスの施行 夜間の病院からの呼び出しは該当期間には利用がなかったものの、タクシー代等の負担の不安がなく自宅待機をする体制が保障されたことは重要である。また該当期間以前の7月17日に外国人の母親が付き添った子どもの被害相談があり、事例数は少ないものの医療通訳は被害者が安心して相談できるために必要なサービスであることが明らかになった。 (2) 支援員二人体制の確立 平成25年度は交通費も賃金もない運営体制と人員不足により支援員の二人体制は困難であったが、平成26年度モデル事業の6ヶ月間は相談日の51%がコーディネーターおよび支援員の二人で支援に臨むことができた。二人体制をとることで支援プランを検討し、被害者に付き添う者と診察などの調整をする者という役割分担を行い、被害者にとってより質の高い支援を提供することが可能になった。また、支援員相互で支援内容を振り返ることもでき、支援員のメンタルケアにとっても有効であった。

5 モデル事業実施後の課題（現状）	【課題】 Ⅱ被害者への支援拡充について 総合病院を拠点とすることにより支援の対象は成人女性だけでなく子どもや男性にも拡大されたが、継続的な医療支援を行うためには兵庫県下でひとつの病院だけでは被害者への負担が大きい。今後はその医療内容や被害者の居住地域によって塚口病院以外の医療機関を受診する際にも、被害者の不安感や孤立感を軽減し二次被害防止を目的として支援員が同行支援を行うことが必要となると考えられる。 電話相談のなかに法テラスや弁護士から、被害者への対応についての問い合わせが散見された。法律相談も被害者にとっては勇気のいることであるが、相談を受ける弁護士が性暴力の実態やそれがもたらす心身への影響を理解しておくことは重要である。法律相談もまた、支援員が同行し被害の状況や本人の希望を伝えることが必要になることもあると考えられた。 ②支援員二人体制について 性暴力被害者支援において支援をする側に孤立無援感をもたらす一人での相談体制は支援を継続していく上で大きな障害であり、二人で支援する体制を保持するためには人材養成が必至である。 ③被害者の中長期支援について 電話相談で 1 年以上前、10 年以上前の被害のことを話される件数は、2015 年 4 月から 3 月 6 日までで、それぞれのべ 17 件、22 件にのぼり、急性期を過ぎてからの電話相談も多かったこと、また自助グループについての問い合わせも複数件あったことから、被害者が安心して被害のことが話せる場の必要性が明らかになった。拠点病院を中心とした急性期支援から切れ目のない支援を継続的に行っていくために連携する先として心理相談や自助グループの確保が課題としてあげられる。
--------------------------	---

兵庫県

モデル事業区分名	② 被害者相談機能強化 <支援員養成講座>
1 モデル事業実施前の課題	1) 平成 26 年 2 月時点での相談体制 平日：月～金 9：00～17：00、土：9：00～13：00 に電話相談(ホットライン)と、連携する「なでしこレディースホスピタル」への付き添い支援を行い、開設時間外に緊急対応必要時は待機の支援員に病院より要請が入り駆けつけるシステムになっていた。原則として支援員が二人で対応することとしていたが、活動できる支援員は 11 人と限られており一人対応となることもあった。 2) 平成 25 年 11 月から第一回支援員養成講座（第 2 期生）を開始したが、受講生の応募はわずか 6 人であった。
2 モデル事業実施による成果目標	平成 25 年 4 月より開設を月～金（9：30～16：30）とし、二人体制で相談を行うとすると 25 人の支援員が必要であり、モデル事業として支援員養成講座を開設し、支援員の拡充を目標とした。 平成 26 年度養成講座（第 3 期）において、10～15 人の支援員候補の確保を目標とした。
3 事業の内容	<支援員養成講座> ■ 時期：平成 26 年 5 月 25 日～11 月 26 日 ■ 時間：10：00～16：50 ■ 回数：全 22 講座（毎月第 4 日曜に 3 講座ずつ開催）うち 4 講座(5 月 25 日 2 講座、9 月 28 日 2 講座)は公開講座 ■ 目標：性暴力被害者支援に必要な知識およびコミュニケーション技術を学ぶ ■ 講師：産婦人科医、精神科医、緩和ケア専門医、兵庫県警、弁護士、臨床心理学教授、(フェミニスト) カウンセラー、被害当事者、子ども家庭センター・女性家庭センター職員、ソーシャルワーカー ■ 内容： ① 性暴力被害者支援概論 ② 性暴力被害者の心理 ③ 医療支援 ④ 警察の支援 ⑤ 法的支援 ⑥ コミュニケーションスキル ⑦ 支援員としてのスタンス ⑧ 少年・男性への性暴力被害（公開講座） ⑨ 性の多様性を学ぶ（公開講座） ⑩ 社会資源を知る（DV、性虐待）

	⑪ その他 事例を使ったディスカッションや電話相談および来所の際のロールプレイ研修 ■ 講座の工夫：受講生は各講座終了後には必ず学習した内容を整理するために「振り返りシート」を記入してもらうが、そのなかで受講中に生じた心理的葛藤も表出できるような項目を設け、長期にわたる講座の中で受講生が疑問や問題を抱え込まないよう配慮した。
4 実施結果及び成果	1) 開催日時（全 22 講座中総合支援モデル事業該当分） 9 月 28 日 2 講座（10：00～16：00） 10 月 26 日 3 講座（10：00～16：50） 11 月 16 日 3 講座（10：00～16：50） 2) 広報 ■ チラシ配布枚数（2,000 部） ■ 配布方法：連携する兵庫県や市町村の男女共同参画センター等に配架 ■ 新聞取材や告知記事にて広報 3) 成果 ■ 受講申し込み者：16 人（当初 18 人が申し込んだが 2 名キャンセル）で 6 か月間の長期にわたる講座にもかかわらず 16 名が最後まで受講を継続した。 ■ 最終的に支援員を希望する面接を行ったのは 16 人中 9 人であり、面接の結果、実習生（第 3 期生）となったのは 5 人であった。 ■ 受講者は現在性暴力被害者に関わる仕事（男女共同参画センターや医療機関等）に従事している、あるいはソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、介護福祉士、看護師等の専門職の受講生が多かった。
5 モデル事業実施後の課題（現状）	1. 平成 27 年 1 月の時点で 1 期（8 人）と 2 期（4 人）あわせて活動中の支援員は 12 名である。平成 26 年度の養成講座を修了し、実習生となった 5 名全員が 3 期支援員となったとしても、平成 27 年 7 月の時点で支援員は 17 名であり、25 名確保は達成できていない。 2. しかしながら本養成講座修了時にすぐ支援員にならなくても、現在の就労や生活状況に変化が生じた時に再度活動にチャレンジしてもらえる可能性もあり、今後も修了生へ支援センターからの働きかけを継続していく。 3. また、現在支援をする立場の専門職者へ研修を行うことによって受講者がそれぞれの職場で被害者支援について伝達するという効果が期待でき、ワンストップ支援センターとしては各専門機関との顔の見える連携強化につながった。

兵庫県

モデル事業区分名	⑤ 広報啓発活性化 <各種団体への講演活動>
1 モデル事業実施 前の課題	性暴力被害者センター・ひょうごは平成 27 年 4 月に神戸市内から尼崎市内に移転し、総合病院である兵庫県立塚口病院と連携することになった。 それに伴い、 (1) 阪神間や大阪府北部など相談を受けるエリアが増大した。 (2) 子どもの被害相談件数が増加した。 その中で、次の課題があげられた。 〈1〉より広範で多様な団体と連携・協力していくこと。 〈2〉様々な団体および専門職に、性暴力の実態、性暴力被害者支援センターの活動内容や役割を周知することにより支援の充実を図っていくこと。
2 モデル事業実施 による成果目標	病院関係者、警察、各種相談業務に関わる団体や地域団体（15 団体）に出向き、下記 3 の内容の講演を行うことにより、以下のことを目標とする。 (1) 性暴力の実態について理解を深める。 (2) 被害にあった時の必要な支援について周知する。 (3) 支援センターの役割を示し、適切なサポートの提供につなげる。
3 事業の内容	時期：平成 26 年 8 月～平成 27 年 2 月 時間：1～2 時間程度 講師：性暴力被害者支援センター・ひょうご運営委員 広報：案内チラシを作成し、メールにて関係機関へ送付した。 内容：下記の内容について、パワーポイント、パネルを作成し、運営委員が講演したのち、参加者から質問を受け、話し合った。 「性暴力被害者支援センターとは」 ・性暴力とは？ ・被害にあったらどうしたらいいの？ ・性暴力被害者支援センターって何をするとところ？ ・アドボケーター（支援員）の役割とは？ 内閣府の調査や当センターの相談件数などを挙げて性暴力の実態について説明し、被害にあった時に必要な支援（医療・法律・精神的サポート、被害後起こりやすい反応についての心理教育、必要に応じて様々な社会資源につなぐことなど）、また、被害者に寄り添う支援員の役割、および当センターの実績について説明した。

4 実施結果及び 成果

日程、実施団体、対象、人数等は以下の通りである。

① 平成 26 年 8 月 27 日(水) 18:30~21:30

県立塚口病院 対象：児童福祉担当者(30人)

② 平成 26 年 11 月 20 日(木)19:15~21:00

伊丹市立病院 対象：小児科医(30人)

③ 平成 26 年 11 月 20 日(木) 18:30~21:00

神戸 YWCA 対象：次世代プロジェクト(5人)

④ 平成 26 年 11 月 21 日(金)9:00~11:00

尼崎東警察署 対象：警察官(100人)

⑤ 平成 26 年 11 月 25 日(火)18:30~19:30

ひょうごユニオン 対象：労働組合員(9人)



ひょうごユニオン

⑥ 平成 26 年 11 月 29 日(土)14:00~17:00

たかとりコミュニティーセンター 対象：医療通訳者(20人)

⑦ 平成 26 年 12 月 1 日(月) 10:00~12:00

(社) ひょうご部落解放・人権研究所 対象：人権相談担当者(5人)

⑧ 平成 26 年 12 月 1 日(月) 18:00~20:00

フェミニストカウンセリング神戸 対象：カウンセラー(9人)

⑨平成 26 年 12 月 14 日(日) 13:00~15:00

被災地 NGO 協働センター 対象：災害ボランティア(15人)

⑩平成 27 年 1 月 15 日(木) 10:00~12:00

尼崎市立立花公民館

対象：立花地区人権啓発オピニオンリーダー(11人)

⑪平成 27 年 1 月 16 日(金)9:00~12:00

とよなか国際交流センター 対象：医療通訳者(12人)



とよなか国際交流センター

⑫平成 27 年 1 月 16 日(金)15:00~16:00

尼崎市教育委員会生徒指導研究協議会 対象：教員(27人)

⑬平成 27 年 2 月 13 日(金) 18:00~20:00

障害者問題を考える兵庫県連絡会議

対象：障害者生活相談員(15人)

⑭平成 27 年 2 月 15 日(日) 10:30~12:30

(社福) えんぴつの家@グループホームつぼみ

対象：障害者生活相談員(女性)(10人)

⑮平成 27 年 2 月 17 日(火) 10:30~12:30

(特活) 自立生活センター神戸 Be すけっと

対象：障害者生活相談員(7人)



自立生活センター神戸 Be すけっと

	【成果】 <u>(1) 性暴力の実態について一定の周知が図れた。</u> 一般に考えられているより多くの被害があること、年齢・性別を問わず被害は起きていること、とりわけ子どもの被害が多いこと、どこにも相談できない被害者が多いこと、加害者は家族や知り合いの場合が多いことなど、性暴力の実態を知って「驚いた」という声も多かった。 支援センターの存在を知ってもらうことで、急性期段階での被害者ケアが可能になる。 <u>(2) 多様な団体と連携・協力関係を作るきっかけになった。</u> 性暴力被害者に対して必要な支援、当センターの活動を具体的に知ってもらうことで、今後連携・協力していけるきっかけになった。 今回の出前講座実施団体は15団体だったが、実施した団体から「性暴力への認識が深まった」「今後連携をしていきたい」「県内全域で実施してほしい」という感想や要望が多く寄せられた。 出前講座は構造化されたパワーポイント資料やパネルを用いるので、開催する側の準備の負担も少なく、運営委員であれば誰でも共通の内容で話すことができるので、講師派遣の要請に応じやすかった。
5 モデル事業実施後の課題（現状）	(1) 地域団体や学校、相談機関等との連携 性暴力が「いつでも、どこでも」起こりうることを考えると、より多くの地域団体や学校、相談機関などに、性暴力被害の実態と必要な支援について周知し、「強姦神話」など被害者非難になる言説を防ぎ、早期に性暴力被害者支援の専門性をもつ支援センターにつなぐよう啓発していくことは引き続き重要である。出前講座という形態は有効な啓発方法である。 (2) 今回実施した団体との連携の継続 今回実施した団体の中には、障害者、外国人等の支援に関わる団体も多かった。手話や点字、多言語での啓発の必要性や、性暴力被害者支援における障害者、外国人等のニーズを支援センターが知り、支援にフィードバックすることは今後の課題である。 (3) 専門職への研修 今回の講座内容は、性暴力と被害者支援について基礎的な認識を持ってもらうものであったが、今後は二次被害の防止のための関係機関（医師会、弁護士会、こども家庭センター）など、専門職への研修も課題である。

兵庫県

モデル事業区分名	⑤ 広報啓発活性化 <公開講座>
1 モデル事業実施前の課題	【平成 26 年 9 月 28 日実施分】 性暴力被害者支援センター・ひょうごは女性や子どもだけではなく男性やセクシュアルマイノリティの性暴力被害者も支援の対象としている。平成 25 年度電話相談では男性とセクシュアルマイノリティあわせて 5 %を占めた。現状では男性の性被害はないものとされ、男性被害者が訴えても支援につながりにくい。また人間の性は多様であることが少しずつ認識はされているものの、いまだ社会に根付く「女」「男」「性」への思い込みや偏見がセクシュアルマイノリティの性暴力被害者を孤立させていることも指摘されている。身近な人や支援者に対し、男性やセクシュアルマイノリティの性暴力被害についての意識変革を促していくことを講座の課題として位置づけた。 【平成 27 年 1 月 18 日実施分】 平成 25 年度の来所相談では、知り合いからの加害が 60%を占めた。家族やパートナー、上司や教員、先輩等からの性暴力は被害が継続することが多いため周囲から理解されず、被害当事者の無力感と孤立無援状態はより深刻である。本講座では「被害が長期にわたるのはなぜか」「周囲から被害として認識されにくいのはなぜか」について、身近な人や支援者が加害の仕組みを知り、被害当事者をエンパワーするための必要な支援の知識や姿勢を習得することを課題とした。
2 モデル事業実施による成果目標	【平成 26 年 9 月 28 日実施分】 男性被害のカウンセラーやセクシュアルマイノリティの被害当事者支援のケースワーカーから、性暴力被害の現状および心身への影響などの認識を深め、サポートのあり方を学ぶ。 【平成 27 年 1 月 18 日実施分】 豊富な臨床経験を持つ精神科医から、家族やパートナーなど身近な人からの性暴力がもたらす心身への影響、とくに「無力感」について学ぶ。またケーススタディをとおして、加害者が被害者を孤立無援状態に誘導するプロセスの視点から解明し、どのような支援ができるかを関係機関で話し合い、ネットワークでの支援の必要性を確認しあう。

3 事業の内容

【平成 26 年 9 月 28 日実施分】

① 第 1 講座「少年への性暴力～欧米の最新トラウマセラピー情報と共に」

10～12 時 講師：山口修喜氏（カウンセリングオフィス Pomu 主宰）

内容：講師の山口氏は、サイモンフレイザー大学（カナダ）で心理学を専攻し、同大学でカウンセリング心理学の修士号取得した。カナダ BC 州の公認心理カウンセラーとして、バンクーバーにある性的虐待を受けた男性の治療センターで心理カウンセリングの経験を積み、2011 年にはカナダより帰国し、神戸市内で過去に性的虐待を受けた男性のための専門相談センター「カウンセリングオフィス Pomu」を立ち上げた。3 年間で約 200 人の相談を受けている。その経験をもとに、男性の被害の実態、「少年や男性は被害者にならない」といった間違った思い込みがあることや女性サバイバーとの違いについて、また、性暴力被害からの回復について、言語レベルのやりとりだけではなく、話を聞くタイミングや量の考慮、身体へのアプローチも含めた講演内容であった。

② 第 2 講座「性の多様性とは～支援者に求められるもの」

13～15 時 講師：ステファン・ラル氏（いくの学園、HIV と人権・情報センター等相談員）

内容：講師はケースワーカーとして、DV や性暴力のサバイバー、セクシュアルマイノリティなど多様な性を生きる人たち、移住労働者、そして HIV/AIDS に関わる支援活動に従事し、セクシュアルマイノリティのサバイバーやコミュニティの対応について情報発信を続けている。性の多様性について外性器、法律上の性別、自己イメージおよび好きになる相手等さまざまな要素があり一人ひとり異なるということ、セクシュアルマイノリティが性暴力にあうリスクの要因に正確な情報の不足と当事者の孤立といった多様な性に対する社会の偏見があること、また支援者として当事者を傷つけるつもりはなくても傷つけてしまう場合があり、当事者や周囲に問題点を指摘してもらえ関係を作ることが重要との講義であった。

【平成 27 年 1 月 18 日実施分】

①公開講座 講演「性暴力と無力感」

10 時～12 時 30 分 講師：久保田康愛氏（市立加西病院精神科部長）

内容：講師の久保田康愛氏は大阪府内で産婦人科医として勤務後、神戸大学医学部附属病院を経て、現在は加西病院精神科部長職にあり、豊富な臨床経験に基づいてまとめられた講演内容であった。

性暴力というトラウマが被害者に無力感を与え孤立無援にさせることを具体的な事例と理論で解説し、被害者の回復への道のりについて「被害当事者の＜ありのままのゆれる自分＞を他者である支援者が受けとめ、生き延びてきた人として尊重する関係性から、無力感や孤立感を乗り越える力が育まれるのではないか」と投げかけた。

	②公開講座 ケーススタディ 13 時 30 分～17 時 講師：久保田康愛氏（市立加西病院精神科部長） 2 事例についてグループ別に「どんな支援ができるか」について討議 1) DV ケース 講師より彼女が持っている安心安全のイメージを支援者が踏まえておくこと、彼女の生育環境から彼女の対人関係の特徴をアセスメントすること、DVの説明をするより彼女の彼への「怖い」感覚を聞き取っていくこと、緊急対応できるシステムを利用し見守りのネットワークを形成することなどの助言を受けた。 2) きょうだい間の性暴力ケース 講師より彼女が被害を話せたこと、診察を受けたことをまず労うこと、彼女の対人関係のパターン（他者との距離感）をアセスメントしていくこと、彼女の思いの着地点を探していくこと、保護者の気持ちのケアなどの助言を受けた。
4 実施結果及び成果	【平成 26 年 9 月 28 日実施分】 (1)実施結果 ①チラシ 2,000 部作成 配布先：男女共同参画センター、こども家庭センター、女性家庭センター、弁護士、警察関係者、女性支援団体、これまでの公開講座参加者、性暴力被害者支援センター・ひょうご正会員および賛助会員 ②参加人数・満足度 第 1 講座の参加者：62 名 感想：「とてもとても有意義だった」「今回初めて男性の性被害について知った」「大変勉強になる」（アンケート回収率 75%） 第 2 講座の参加者：58 人 感想：「よくわからなくて勉強に来了」「多数の強さと怖さを感じた」「海外のセクシュアルマイノリティへの暴力や受診拒否を知って驚いた」「とてもよかった」（アンケート回収率 77%） (2)成果 男性やセクシュアルマイノリティの性暴力被害の実態を初めて知った参加者も多く、男性やセクシュアルマイノリティの性暴力被害への偏見をなくす一助となった。実態の共有だけでなく、回復に向けて必要なことについても、リソースの重要性、男性サバイバー専門カウンセラーの存在などを知ることができた。 【平成 27 年 1 月 18 日実施分】 (1)実施結果 ①チラシ 1,000 部作成

	配布先：男女共同参画センター、こども家庭センター、女性家庭センター、弁護士、ひょうご犯罪被害者支援センター、警察関係者、女性支援団体、これまでの公開講座参加者、性暴力被害者支援センター・ひょうご正会員および賛助会員 ②参加人数・満足度 参加者数：午前講演 65 人 ケーススタディの部 24 人（対象は対人援助、とくに女性や子どもたちの支援に関わっている関係機関） 感想：「被害者が陥っている心理状態がよくわかりました」「回復とは毎日のことを普通に言えること、出来事に距離をおけることと言われた言葉が心に深く残りました」など心理的影響に配慮した支援が不可欠であるとの記入が多かった。（アンケート回収率 87.8%） (2)成果 性暴力が与える心理的影響について、トラウマがもたらす無力感という視点から学ぶことができた。ケーススタディでは被害者の心理状態を理解した支援の必要性について学習、各機関ができる支援内容を確認し、共有をすることができた。  公開講座「性暴力と無力感」のようす
5 モデル事業実施後の課題（現状）	【平成 26 年 9 月 28 日実施分】 ①男性やセクシュアルマイノリティへの性暴力被害がまだまだ認識されていないことがアンケートからわかった。男子児童・生徒間の性的暴力はしばしば単なる「いじめ」や「通過儀礼」としてとらえられているため、教育現場における性暴力被害防止の啓発が求められる。継続的に地域での啓発活動を重ねていく必要がある。 ②性暴力被害者支援センター・ひょうごへの男性からの電話相談、来所相談もあり、セクシュアルマイノリティや男性性暴力被害者への支援についてスキルアップ研修が求められる。 【平成 27 年 1 月 18 日実施分】 ①性暴力をトラウマ体験としてとらえ支援していくことが必要であり、トラウマへの理解および回復に関する継続的な研修が求められる。 ②性暴力被害者支援センター・ひょうごでの相談のなかでも性虐待やきょうだい間性暴力、知り合いからの性暴力被害は複数回に及んでいる。子どもへの継続した性暴力被害がもたらす心身への影響や対人関係への影響を学び、支援のスキルを学ぶことは喫緊の課題である。